

大和市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

大和市長 大 木 哲

## 大和市条例第19号

### 大和市市税条例の一部を改正する条例

大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第13項第2号中「4分の3」を「5分の4」に改め、同項第3号及び第4号中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第26項第1号」に改め、同項第5号及び第6号中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第26項第2号」に改め、同項第7号中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第26項第3号」に改め、同項第8号中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同項第9号中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同項第10号中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の大和市市税条例附則第13項第2号の規定は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項第5号に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。